

第12回 トレーナースキルアップセミナー

● 開催報告 ●

1. 第12回スキルアップセミナー開催

2022/10/21（金）東京都大田区千鳥にある（株）スギヤス様東京支店で、第12回トレーナースキルアップセミナーが開催されました。

このセミナーは対面方式+web方式のハイブリッド形式で行われました。コロナの影響でweb配信方法は熟知していたつもりなのですが、対面+webのハイブリッド講習は初めての試みでした。セミナー開始前に機材をセッティングしていた時、マイクとカメラの使い方ですべきか多少混乱してしまいました。（何事も段取り8分ですね）

現地でのセミナー参加者は15名、WEB参加者は14名の合計29名となりました。開催テーマは、「ハンドパレットトラックの正しい使用方法と適切な点検・保守」で、本セミナー講師は、ハンドパレットトラックの大手メーカー、スギヤス様に行って頂きました。

2. 開催テーマの選出について

「SEAJ 推奨安全教育テキスト5章 荷役装置」に、ハンドパレットトラックの走行方向は押す向きが正しい、と記載があるものの、実際に押してみると、真っすぐ走行させることが難しいのです。SEAJ 推奨安全教育の講習実施時、受講者の方々からも、押すのが正しいのか引くのが正しいのか、いろいろ質問が出てくる話題となるポイントでしたので、一度、ハンドパレットトラックの有名メーカースギヤス様に、走行時の押す、引くについての明確化と、メンテナンス点検チェック方法、事故例なども合わせて、講習会を開催頂けないか問合せさせて頂いたところ、快くお引き受け頂きました。このような経緯でスギヤス様の会場で講習が開催されることになった次第です。スギヤス様は素晴らしいことに、我々からのこのような問合せに対応させたかのような、スギヤス様監修「物流機器 安全・安心ハンドブック vol2」 <https://bishamon.meclub.jp/butsuryu/>

book/#target/page_no=1を既に製作済みであり、このハンドブックをベースに講習を実施頂くこととなりました。このハンドブックは全ページフルカラー写真入りで、とても分かりやすいものです。



3. ハンドパレットトラックの正式名称について

そもそも、我々はハンドパレットトラックが正式名称と聞いていたのですが、これはスギヤス様の商品名称で、これらの正式名称は、JIS B8924にハンドリフトトラックとして名称が定義されている。という説明がありました。



○の正式名称はハンドリフトトラック



4. ハンドリフトトラックの正しい走行方向について

ハンドリフトトラックは、定常走行時、引く方向が正しいという説明があり、これも JIS B8924で定義されているという説明でした。

アメリカの「OSHA (Occupational Safety and Health Administration 労働安全衛生庁Ⅶ 第一章 背中への病気とけが V予防と管理 d 手動処理タスク)」の項に、以下 [] の記載があります。

[高強度のプッシュフル要件は望ましくありませんが、プッシュはプルよりも優れています。マテリアルハンドリング機器は、直立した姿勢で簡単につかむことができるハンドルで移動が容易でなければなりません。]

OSHA は、ここでは台車をイメージして述べているものです。SEAJ 推奨安全教育のテキストでは押す方向が正しいと記載されていますが、これが、ハンドパレットトラックの走行方向に適用されてしまったものと推定します。台車は4輪あるため、押す方向時、台車は安定して方向転換できるのですが、ハンドリフトトラックの車輪は3輪です。押す方向時、後部車輪の真上に、方向制御であるハンドルが(写真1)の位置になります。例えるならば、自動車のハンドルの中心を手でつかんで、小さい半径内で方向制御させようとする形(写真2)になってしまい、回転角度制御が困難な状況となります。

ハンドリフトトラックを引く方向で進めると、進行方向のタイヤに対して60度程度傾斜するので、シャフト自体が回転方向の半径を広げてくれることとなり、方向を定めやすくなり制御が楽になります。(写真3)これはちょうど自動車のハンドルを普通に手で持った位置(写真4)の位置になります。これらの特性を踏まえ 日本の JIS B8924でハンドリフトトラックは引く方向で運用すると記載されているという説明がありました。

5. 手動ハンドリフトトラックと電動ハンドリフトの使い分け

重量物を短距離移動させる場合、手動ハンドリフトが手軽で良いですが、長距離を移動させる場合は電動ハンドリフトを活用すれば、作業者の負担を減らすことができるので、搬送距離を考えて手動か電動かをうまく使い分ける工夫が必要というアドバイスがありました。

6. 電動ハンドリフトトラック

電動ハンドリフトトラックは、労働安全衛生規則第151条 車両系荷役運搬機械等 の範疇で、構内運搬車に該当する。という説明がありました。

セミナー後、労働安全衛生規則第151条 車両系荷役運搬機械等を確認しました、第151条の項は83項もあり、一度じっくり勉強して法律に抵触しない対策が必要であると感じました。



○が電動ハンドリフトトラック

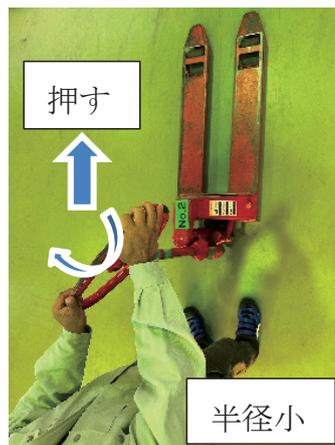


写真1



写真2



写真3



写真4

7. 電動トラバーリフト（ハンドリフト）に対する教育と点検

マストを備えた電動走行トラバーリフトは1トン未満のフォークリフトになります。免許は不要ですが、これを使用する作業者に対して特別教育を行う必要があることと、年1回の特定自主検査と検査記録を3年保管する義務があるということを学びました。

このように、電動ツールを導入するときは、運転時の免許、技能講習、特別教育の必要性、特定自主検査や検査記録を残す必要性などメーカーと十分話をして確認しておく必要があります。



○が電動ハンドリフト

8. 過去の重大災害について

「スギヤス様監修 物流機器 安全・安心ハンドブック vol2」

https://bishamon.meclib.jp/butsuryu/book/#target/page_no=17に、トラックの荷台からハンドリフトトラックを下ろすとき、2人作業で行うのは良いですが、片方の作業者が車輪近くをもって荷下ろしした時、車輪とフォークに挟まれて指を切断する、という痛ましい事故事例がありました。これは、ハンドリフトトラックを保有する会社全てにあり得る事故事例なので、自社内でもしっかり注意喚起する事故事例と痛感しました。



9. 最後に

今回はスギヤス様に講習頂きましたおかげで、ハンドパレットトラックの正式名称がハンドリフトトラックであることや、走行時は引く方向がJISで定められていることなど、多くのことを勉強させて頂きました。半導体業界で作業頂いている皆様が怪我されることがなく健康が維持できるために、我々 SEAJ 安全教育専門委員会は、このような機会を生かし日々、SEAJ 推奨安全教育のテキスト内容を見直し、更新し、改定し続けます。

(安全教育専門委員会 やまもと とおる 山本 徹)